

平成30年 1月

NHK放送受信料助成対象者 各位

防衛省南関東防衛局

**防衛施設周辺におけるNHK放送受信料の助成制度（防衛施設
周辺放送受信事業）の見直しについて（お知らせ）**

拝啓、時下ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素、防衛行政に御理解いただき厚く御礼申し上げます。

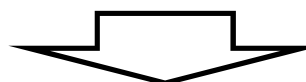
防衛省におきましては、昭和57年から自衛隊等の航空機の騒音により、テレビの音声が聴き取りにくくなっている地域の方々に対し、NHK放送受信料の一部を助成（年間の上限額：6,995円）させていただいております。

本助成制度は、その開始から30年以上が経過しておりますが、当時と現在においては、飛行場における配備機種の変更等により騒音状況が変化しているとともに、住宅防音工事の進捗を図り、聴き取りにくさの改善に努めているところです。

また、会計検査院からも制度の開始以降、飛行場等周辺の社会状況や騒音状況が変化しているにもかかわらず、制度が長期間見直されていないとして、補助対象区域の基準を見直すなどして、補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう意見が表示されております。

さらに、同様の施策を行っていた国土交通省においては、住宅防音工事がほぼ完了したこと等から、平成25年にNHK放送受信料の助成制度を廃止しております。

これらを踏まえまして、今般、防衛省におきましては、NHK放送受信料の助成制度の在り方について慎重に検討した結果、次のとおり、助成制度の見直しを行うこととしましたので、お知らせいたします。



【見直しの内容】

- ① 住宅防音工事が完了した世帯は、平成30年8月31日をもってNHK放送受信料の助成（年間の上限額：6,995円）を終了。
- ② 一部住宅防音工事を実施した世帯は、平成30年9月1日からNHK放送受信料の助成に係る年間の上限額を6,995円から3,497円に減額し、平成36年3月31日をもってNHK放送受信料の助成を終了。なお、今後、2回目の住宅防音工事を行った場合は助成を終了。
- ③ 住宅防音工事を行っていない世帯は、NHK放送受信料の助成を継続。なお、今後、住宅防音工事を行った場合は助成を終了。

つきましては、貴殿の御自宅の状況について、同封の「**防衛施設周辺におけるNHK放送受信料の助成制度（防衛施設周辺放送受信事業）に係る申告書**」にチェックの上、返信用封筒により平成30年3月31日までに返送をお願いいたします（当日消印有効）。

なお、返送がない場合は、平成30年8月31日をもってNHK放送受信料の助成が終了してしまいますので御注意ください。

※ 貴殿の御自宅が、①住宅防音工事が完了した世帯、②一部住宅防音工事を実施した世帯のいずれかに該当するかの御確認は、「住宅防音工事の区分」を参照願います。

なお、本文書につきましては、補助金の適正な執行の観点から、助成対象区域の外に転居されていないか等を確認する目的もあり、NHK放送受信料の助成を受けている方全員に送付させていただいておりますので、御協力をお願いいたします。

本件につきましては、後日、確認の連絡をさせていただく場合がありますので、御了承下さい。また、御不明の点などがありましたら、下記問い合わせ先まで御連絡願います。

本制度見直しにつきまして、御理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

○問い合わせ先

受付時間：月～金 午前9時～午後5時（土日・祝日は除く）

ホームページ：<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>

Eメール：housoujushin@s-kanto.rdb.mod.go.jp

電話番号：045-211-7111又は045-211-7166

担当課：防衛省南関東防衛局 企画部 周辺環境整備課 放送受信担当

平成 年 月 日

防衛施設周辺におけるNHK放送受信料の助成制度（防衛施設周辺放送受信事業）
に係る申告書

防衛省南関東防衛局長 殿

申告者（受信契約者）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

（契約者と受信機設置住所が異なる場合）

受信機設置住所

標記について、当方の居住する住宅は以下のとおりの状況となっていることを申告します。

（御自宅の状況について、いずれかの項目にチェックして下さい。）

- ① 住宅防音工事が完了しております。
- ② 一部住宅防音工事を実施しております。
- ③ 住宅防音工事を行っていません。

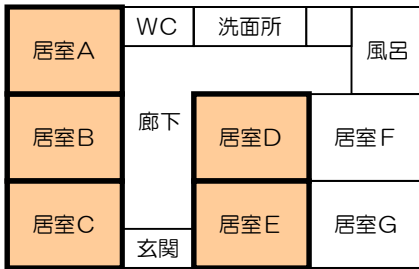
以 上

この申告書は、NHK放送受信料の助成制度見直しに係る御自宅の住宅防音工事の状況を確認し、反映させるため、提出していただくものです。

＜住宅防音工事の区分＞

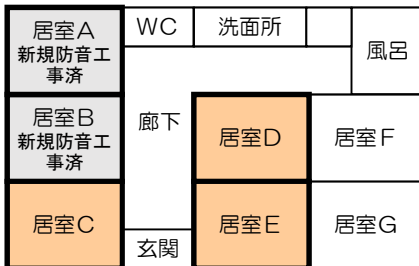
住宅防音工事が完了した世帯

○ 一挙防音工事を実施した世帯



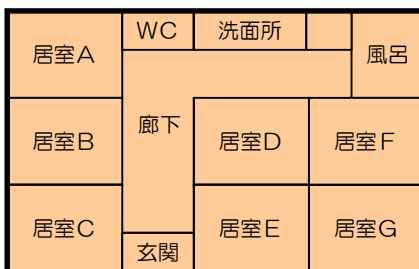
- 初めて行った住宅防音工事
- 世帯人員+1居室までの居室を対象とし、5居室が限度

○ 追加防音工事を実施した世帯



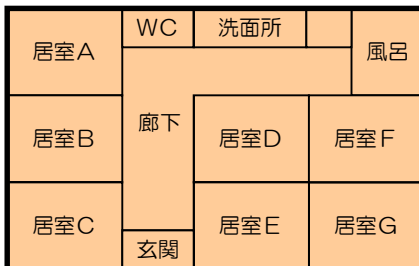
- 従前の新規防音工事を実施した住宅を対象に行った住宅防音工事
- 世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象とし、5居室が限度

○ 防音区画改善工事を実施した世帯



- バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等
を対象に行った住宅防音工事
- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場
合は世帯人員+1居室までの居室を対象

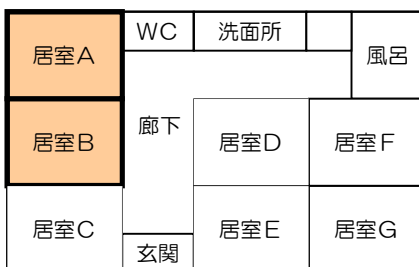
○ 外郭防音工事を実施した世帯



- 住宅全体を対象として行った住宅防音工事
- 85W以上の区域に所在する住宅及び75W以上85W
未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行った鉄筋コ
ンクリート造の集合住宅が対象

一部住宅防音工事が完了した世帯

○ 新規防音工事（H22.3.29廃止）を実施した世帯



- 初めて行う住宅防音工事で、2居室以内を対象としてい
た住宅防音工事
- 追加防音工事の実施が可能な世帯

※ 各住宅防音工事の内容は、南関東防衛局ホームページでも御覧いただけます。
 なお、対象となる工事の内容等に御不明の点がございましたらお問い合わせ願います。



防衛施設周辺におけるNHK受信料の助成制度の の見直しに伴う受信料のご請求額の変更についてのお知らせ

防衛省からのお知らせにありますように、防衛省によるNHK放送受信料の助成が見直しされることとなりました。これに伴い、受信料のご請求額が変わりますのでご案内いたします。

■助成制度の見直し以降のお支払いから適用される受信料のご請求額

①住宅防音工事が完了した世帯

契約内容			受信料ご請求額
2 か 月 払 額	地上 契 約	口座・クレジット	2,520円
		継続振込等	2,620円
	衛星 契 約	口座・クレジット	4,460円
		継続振込等	4,560円
6 か 月 前 払 額	地上 契 約	口座・クレジット	7,190円
		継続振込等	7,475円
	衛星 契 約	口座・クレジット	12,730円
		継続振込等	13,015円
1 2 か 月 前 払 額	地上 契 約	口座・クレジット	13,990円
		継続振込等	14,545円
	衛星 契 約	口座・クレジット	24,770円
		継続振込等	25,320円

②一部住宅防音工事が完了した世帯

契約内容			所定の受信料額	助成額	受信料ご請求額
2 か 月 払 額	地上 契 約	口座・クレジット	2,520円	582円	1,938円
		継続振込等	2,620円	582円	2,038円
	衛星 契 約	口座・クレジット	4,460円	582円	3,878円
		継続振込等	4,560円	582円	3,978円
6 か 月 前 払 額	地上 契 約	口座・クレジット	7,190円	1,746円	5,444円
		継続振込等	7,475円	1,746円	5,729円
	衛星 契 約	口座・クレジット	12,730円	1,746円	10,984円
		継続振込等	13,015円	1,746円	11,269円
1 2 か 月 前 払 額	地上 契 約	口座・クレジット	13,990円	3,497円	10,493円
		継続振込等	14,545円	3,497円	11,048円
	衛星 契 約	口座・クレジット	24,770円	3,497円	21,273円
		継続振込等	25,320円	3,497円	21,823円

※住宅防音工事を行っていない世帯は、受信料のご請求額の変更はありません。